

東京都市大学利益相反マネジメント・ポリシー

1. 制定の趣旨

近年、産官学連携の重要性が広く認識されるようになり、それに伴い、利益相反の問題もまた注目を集めるようになった。

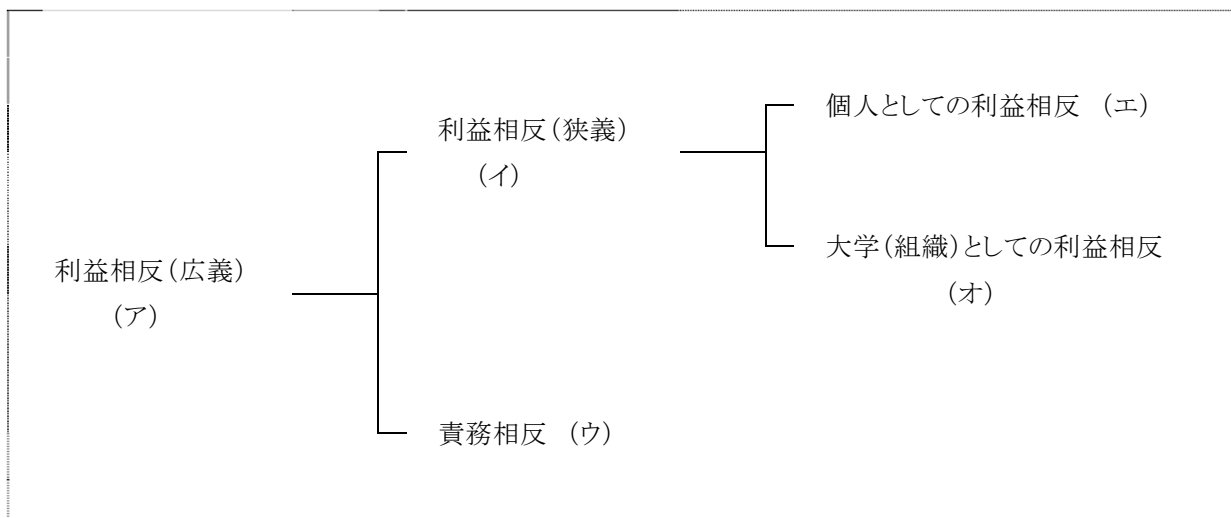
そもそも「利益相反」とは、一般には、「責任ある地位に就いている者の個人的な利益と当該責任との間に生じる衝突」と捉えられている。このように、利益相反は、必ずしも産官学連携に関係する局面だけで起こる問題とは限らない。しかし、実際には、「個人的な利益」は、外部の組織、特に企業からの研究資金としてもたらされることが多く、したがって、利益相反の問題は、産官学連携活動を積極的に推進すればするほど、金銭的利益相反として起こることが多くなる。

産官学連携は、大学が社会からの多様な要請に応じて課題の解決に貢献していくための重要な手段の一つであり、そのため、今後ともその拡充を図っていく必要がある。しかし、他方で、それによってかえって大学に対する社会一般からの信頼を損なうことのないよう、十分に注意しなければならない。

本学は産官学連携活動に携わる教職員の意思を尊重する一方で、この活動に伴い発生し得る利益相反の問題に関し、社会への説明責任を果たすと同時に、教職員が安心して産官学連携活動に取り組める環境を整備することを目的として本ポリシーを定める。また、学生を産官学連携活動に関与させる場合には、教育指導の観点だけでなく、学生の教育を受ける権利の保障、学生が選択できる自由の確保、といった観点も考慮する。

2. 利益相反の定義

利益相反の定義を次のとおりとする。



(ア) 広義の利益相反

狭義の利益相反 (イ) と責務相反 (ウ) の双方を含む概念。

(イ) 狭義の利益相反

教職員又は大学が産官学連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。

(ウ) 責務相反

教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

(エ) 個人としての利益相反

狭義に利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反

(オ) 本学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、本学組織が得る利益と本学組織の社会的責任との相反

なお、狭義の利益相反と責務相反の異同としては、どちらも大学における責任の遂行が問題となる点は同じであるが、その要因が「企業等から得る利益」である場合には狭義の利益相反、「企業等に対して負う責任（責務）」である場合には責務相反と区別する。

3. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

本学は、教職員が知的価値の創造や新たな実学開発の過程で得た研究成果・知的財産等を、産官学連携活動を通して積極的に社会に還元し、学術と実学を先導する。本学はこのような産官学連携において附随的に発生し得る利益相反の問題に関して、以下に掲げる基本的な方針に沿って行動する。

- (1) 本学の本来の使命たる教育・研究に対する責務が全うされていることを担保し、本学のインテグリティ（社会的信頼）を維持・確保するとともに、産官学連携の健全な推進を図るため、また、本学が推進している産官学連携活動の中では利益相反が日常的に生ずる状況であることを認識し、本学としての利益相反への対応策を講ずる。
- (2) 本学が利益相反への対応策を講ずることは、本学が教職員個人の産官学連携活動に適切に関与することとなり、組織のリスク管理の一環として、より深刻な事態に陥ることを未然に防止することができる。
- (3) 利益相反に関する社会への説明責任を教職員と本学が適切に分担することにより、教職員が安心して産官学連携に取り組める環境を整備する。
- (4) 利益相反マネジメントに従って産官学連携活動を行う教職員に対して社会からの疑義が提起された場合には、大学が利益相反マネジメントについての説明責任を果たす。

4. 利益相反マネジメント体制

本ポリシーの目的を達成するため、本学に利益相反マネジメント委員会を設置する。委員会の設置に関して、必要事項については別に定める。

5. 情報の開示

本学は、利益相反に関する情報について、個人情報保護に配慮し必要な範囲で公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

このポリシーは、平成22年4月1日から適用する。